

第 1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況

(単位：人)

区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	
		令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	7	7	0
		総 務	180	179	△1
		税 務	34	33	△1
		民 生	186	191	5
		衛 生	35	37	2
		労 働	2	1	△1
		農 林 水 産	29	33	4
		商 工	49	51	2
		土 木	54	57	3
		計	576	589	13
	教育部門	101	111	10	
	小 計	677	700	23	
公 営 会 計 部 門 等	水 道 下 水 道 国保・介護		20	22	2
			14	13	△1
			25	24	△1
		小 計	59	59	0
合 計		736	759	23	

(注) 1 各年4月1日現在の一般職に属する職員数（会計年度任用職員を除く）

(2) 会計年度任用職員の状況

(単位：人)

区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数
	令和6年	令和7年	
会計年度任用職員	79	68	△11

(注) 1 各年4月1日現在の人数（パートタイム会計年度任用職員を除く）

(3) 職員の退職状況

(令和6年4月1日～令和7年3月31日、単位：人)

区 分	定年退職	早期退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	その他	計
人 数	19	3	12	—	1	8	43

(注) 特別職及び会計年度任用職員については、人数に含んでいません。

(4) 職員採用候補者試験の実施状況

(令和6年4月1日～令和7年3月31日、単位：人、倍)

試験区分	応募者数	受験者数(A)	合格者数(B)	倍率	採用者数
				A/B	
行政(上級)	51	48	21	2.3	17
土木(上級)	1	1	0	—	0
建築(上級)	2	1	0	—	0
保健師	12	12	4	3.0	4
社会福祉士	3	3	2	1.5	1
事務(心理)	6	6	3	2.0	1
保育士	10	10	6	1.7	6
図書館司書	10	10	3	3.3	3
学芸員	14	14	6	2.3	5
埋蔵文化財専門職	2	2	1	2.0	1
行政(初級)	8	6	4	1.5	3
土木(初級)	1	1	1	1.0	1
建築(初級)	0	0	0	—	0
行政(職務経験者)	28	25	5	5.0	5
土木(職務経験者)	1	1	1	1.0	1
建築(職務経験者)	1	1	1	1.0	1
建築設備(電気)	0	0	0	—	0
建築設備(機械)	0	0	0	—	0
行政(障害者対象)	6	6	0	—	0
任期付職員	3	3	1	3.0	1
合 計	159	150	59	2.5	50

2 職員の人事評価の状況

項目	内容
対象者	全職員
評価期間	①4月1日～9月30日 ②10月1日～3月31日
評価方法	○能力評価（職務遂行に当たり実際に発揮した能力を評価） ○業績評価（職務上挙げた業績をプロセスや質的な達成水準を含めて評価） それぞれ5段階の絶対評価により行う
評価結果の反映	・職員の人材育成、能力開発 ・昇任、人事配置換え ・昇給、勤勉手当

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和6年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
令和6年度	人 112,542	千円 61,777,275	千円 1,681,672	千円 7,373,641	% 11.9	% 10.9

(2) 職員給与費の状況（令和6年度普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
会計年度任用職員 以外の職員	700人	千円 2,542,336	千円 351,507	千円 1,022,471	千円 3,916,314	千円 5,595
会計年度任用職員	68人	千円 184,927	千円 8,927	千円 71,234	千円 265,088	千円 3,898

- (注) 1 職員数は令和6年4月1日現在の人数です。
2 パートタイム会計年度任用職員は含みません。

(3) 職員の平均年齢、平均給料及び平均給与月額状況

区分	令和6年4月1日現在			令和7年4月1日現在		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44歳8月	329,447円	383,636円	44歳7月	337,795円	396,189円
技能労務職	58歳5月	270,043円	299,674円	59歳5月	252,100円	284,297円
会計年度任用職員	47歳4月	205,055円	215,050円	48歳3月	228,586円	234,349円

- (注) 1 平均給与月額とは、給料月額と諸手当の額を合計したものです。
2 パートタイム会計年度任用職員は含みません。

(4) 職員の初任給の状況

(令和7年4月1日現在)

区 分		白山市	国
一般行政職	大学卒	220,500円	220,000円
	高校卒	188,500円	188,000円
技能労務職	高校卒	186,100円	—
	中学卒	166,900円	—

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	290,337円	314,070円	339,986円
	高校卒	—	—	—
技能労務職	高校卒	—	—	—

(6) ラスパイレス指数の状況

(令和6年4月1日現在)

白山市	県内市平均	全国市平均
98.3	97.6	98.3

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況

(令和7年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容		職員数	構成比
	本 庁	支 所		
8級	部長		17人	2.3%
7級	部長・局長・市参事		11人	1.5%
6級	部次長・課長・所長、園長、館長	支所長	82人	10.9%
5級	課長・課長補佐・所長、園長、館長	課長・課長補佐	171人	22.5%
4級	課長補佐・主幹・係長・専門員 主任保育士	課長補佐・主幹・係長・専門員	145人	19.2%
3級	主査・保育士	主査	133人	17.6%
2級	主事・保育士	主事	92人	12.2%
1級	主事・保育士	主事	104人	13.8%
合 計			755人	100.0%

- (注) 1 職員数は、技能労務職を除いています。
 2 白山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 3 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 4 支所に市民サービスセンターを含んでいます。

(8) 職員手当の状況

ア 期末・勤勉手当（令和6年度支給割合）

区 分	白 山 市		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6 月期	1.225 月分	1.025 月分	1.225 月分	1.025 月分
12 月期	1.275 月分	1.075 月分	1.275 月分	1.075 月分
計	2.500 月分	2.100 月分	2.500 月分	2.100 月分
加算措置	有：職制上の段階、職務の級等		有：職制上の段階、職務の級等	

イ 退職手当（令和6年度支給割合）

区 分	白 山 市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
1人当たり 平均支給額	4,744千円	20,256千円		
その他の 加算措置	・定年前早期退職特例措置 (2～20%加算) ・退職時特別昇給 なし		・定年前早期退職特例措置 (1～45%加算) ・退職時特別昇給 なし	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当

支給実績（6年度決算）	3,017千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	35,487円
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）	11.7%
手当数（6年度）	4種類

特殊勤務手当の種類（4種類）

(令和7年4月1日現在)

主な手当の名称	支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
感染症汚染場所消毒作業手当	消毒作業等に従事した職員	消毒作業等	1回 300円
児童保育手当	保育士等	児童保育等	月額 3,000円以内
行旅死亡人等取扱手当	行旅病人・死亡人の取扱等 に従事した職員	行旅病人・死亡人取扱 業務	1件 2,000円以内
高所等作業手当	高所等作業に従事する職員	地上15m、地下5m以 上の箇所で行う業務	日額 250円

エ 時間外勤務手当

令和6年度	支給実績	204,697千円
	職員1人当たり平均支給年額	329千円

オ その他手当

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同
扶養手当	配偶者 6,500円/月 外	同
住居手当	借家・借間 100～28,000円/月	同
通勤手当	交通用具利用 2,000円/月 外	同

(9) 特別職等の給与・報酬の状況

(令和6年4月1日現在)

区 分		給料・報酬の月額	期末手当
給 料	市 長	970,000円	(令和6年度支給割合) 6月期 1.70月分 12月期 1.75月分 計 3.45月分 加算措置 有
	副 市 長	785,000円	
	教 育 長	665,000円	
報 酬	議 長	630,000円	(令和6年度支給割合) 6月期 1.70月分 12月期 1.75月分 計 3.45月分 加算措置 有
	副 議 長	540,000円	
	議 員	500,000円	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

(令和7年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後零時から 午後1時まで

(注) 業務の性質により、上記の勤務時間によることができない場合は、別に定めています。

(2) 休暇の状況

(令和7年4月1日現在)

区 分	事 由	期 間
年次有給休暇		一の年度において20日の範囲内(20日を限度に翌年度に繰り越すことができます。)
病気休暇	下記以外	90日の範囲内
	市長が定める疾病	180日の範囲内
	結核性疾患	1年の範囲内
	公務上又は通勤による疾病	必要と認められる期間
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹等を2週間以上にわたり介護するため、勤務しないことが相当であると認められるとき。	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で必要と認められる期間
介護時間	配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹等を2週間以上にわたり介護するため、勤務しないことが相当であると認められるとき。	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
特別休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
	証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
	骨髄移植のための登録又は提供に伴う検査、入院等	必要と認められる期間

特別休暇	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年度において5日の範囲内の期間
	結婚休暇	連続する7日を超えない範囲内の期間
	不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日（体外受精の場合は10日）の範囲内の期間
	妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が保健指導、健康診査を受ける場合	必要と認められる期間
	妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、健康保持に影響がある場合	勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲でそれぞれ必要があると認める期間
	妊娠中の職員の業務が健康保持に影響がある場合で適宜休息し、又は補食する必要がある場合	必要と認められる期間
	8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合	出産の日までの申出期間
	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間
	生後満1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要な場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
	生理日における就業が著しく困難である女性職員が申し出た場合	必要と認められる期間
	職員の妻が出産する場合	妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間
	職員の妻が出産する場合	出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき、当該期間内における5日の範囲内の期間
	配偶者、父母、配偶者の父母又は中学校就学の始期に達するまでの子の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日（その養育する中学校就学前の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
	要介護者の介護その他の市長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日（当該要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
	職員の親族が死亡した場合	親族の区分により1日から7日の範囲内の期間
父母の追悼のための特別な行事（死亡後15年以内に行われるものに限る。）	1日の範囲内の期間	
夏季休暇	一の年度の6月から10月までの期間内における5日の範囲内の期間	

	在職期間が10年、20年、30年又は40年に達した職員が、心身のリフレッシュ及び健康の増進のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間に達した日の属する年度の翌年度における2日の範囲内の期間
	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合 ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に非難しているとき イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき	7日の範囲内の期間
	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
	任命権者が認めた通信教育による面接授業を受ける場合	30日以内

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業等の利用状況

(令和6年4月1日～令和7年3月31日、単位：人)

区分	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短 時間勤務 取得者数	令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員			
				育児休業等 対象者数	うち 育児休業 取得者数	うち 部分休業 取得者数	育児短 時間勤務 取得者数
男性職員	4 —	— 1	— —	9	4	—	—
女性職員	8 15	11 20	1 2	8	8	—	—
計	12 15	11 21	1 2	17	12	—	—

(注)「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段は、令和6年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段は育児休業(部分休業)の期間が令和5年度から令和6年度にかけて引き続いている者です。

(2) 介護休暇の取得状況

(令和6年4月1日～令和7年3月31日、単位：人)

区分	介護休暇 取得者数	要介護者数(職員との続柄別)							
		配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟 姉妹	孫	その他
男性職員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
女性職員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(3) 介護時間の取得状況

(令和6年4月1日～令和7年3月31日、単位：人)

区分	介護時間 取得者数	要介護者数(職員との続柄別)							
		配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟 姉妹	孫	その他
男性 職員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
女性 職員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—

6 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況

(令和6年4月1日～令和7年3月31日、単位：人)

区分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	—	—			—
心身の故障の場合	—	—	18		18
職に必要な適格性を欠く場合	—	—			—
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	—	—			—
刑事事件に関し起訴された場合			1		1
条例で定める事由により場合			—	—	—
計	—	—	19	—	19

(2) 懲戒処分の状況

(令和6年4月1日～令和7年3月31日、単位：人)

区分	戒告	減給	停職	免職	計
給与・任用に関する不正	—	—	—	—	—
一般服務違反等関係 (欠勤、勤務態度不良等)	—	—	—	—	—
公務外非行関係 (傷害、暴行、器物損壊等)	—	—	—	1	1
収賄等関係 (収賄、横領など)	—	—	—	—	—
交通事故・交通法規違反	—	—	—	—	—
監督責任	1	—	—	—	1
計	1	—	—	1	2

7 職員のサービスの状況

(1) 時間外勤務及び休日勤務の状況

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

時間外・休日勤務総時間数	職員1人当たりの 時間外・休日勤務月平均時間数
73,581 時間	10.7 時間

(2) 年次有給休暇の使用状況

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

総付与日数 A (日)	総使用日数 B (日)	全対象職員数 C (人)	平均使用日数 B/C (日)	消化率 B/A (%)
27,572	6,847	670	10.2	24.8

8 職員の退職管理の状況

本市では、職務の公正な執行及び公務に対する市民の信頼を確保することを目的として、「白山市職員の退職管理に関する条例」を制定し、職員の退職管理の適正化に取り組んでいます。

(1) 再就職者による依頼等の規制

離職後に営利企業等に再就職した元職員は、離職後2年間に、契約等事務であって離職前5年間の職務に関する働きかけを行ってはなりません。

(2) 任命権者への届出

退職管理制度の適正化を図るため、「管理又は監督の地位」にあった再就職者は、離職後2年間、再就職状況の届出が必要となります。

①届出の対象者：課長級以上の職にあった者

②届出が必要な場合

・有給で、営利企業以外の法人・団体又は営利企業（自営を含む）の地位に就いた場合
〈届出が不要の場合〉

・再任用職員として任用された場合(再任用退職後、届出対象者に該当する場合はその時点で届出)
・無報酬で、営利企業以外の法人・団体の地位に就いた場合

③義務付け期間：離職後2年間

④届出事項：氏名、生年月日、離職時の職、離職日、再就職日、再就職先の名称・業務内容・地位

9 職員の研修の状況

(1) 職員の研修の状況 (令和6年4月1日～令和7年3月31日、単位：人)

区 分	受 講 人 数	摘 要
石川縣市町村職員 研修所	指定研修	144 新任職員、階層別研修
	選択研修	84
派遣研修	市町村アカデミー	4
	国際文化アカデミー	2
	日本経営協会ほか	16 NOMA、官民合同幹部研修他
	金沢市職員研修所	3
	自治大学校	2
独自研修	初任職員研修	53 初任職員対象
	新任課長研修	34 新任管理職員対象
	人事評価制度研修	102 管理職員対象
	接遇研修	64 全職員対象
	フォローアップ研修	68 主事対象
	障害のある人への対応研修	42 全職員対象
	ジオパーク研修	22 令和2年度、令和3年度採用職員
	キャリアデザイン研修	32 主査級対象
	ファシリテーション研修	25 主幹・専門員対象
	メンタルヘルス研修	61 全職員対象
	ハラスメント防止研修	72 全職員対象
	市長講話	50 主事対象
	メンターのつどい	33 メンター職員対象
	心とからだの健康づくり研修	58 全職員対象

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

① 健康管理事業 (令和6年4月1日～令和7年3月31日、単位：人)

区 分	検 査 機 関	受 診 者 数
定期健康診断	石川県予防医学協会	734
人 間 ド ッ ク	公立松任石川中央病院	371
	公立つるぎ病院	40
	その他の検査機関	90
婦人ガン検診	石川県予防医学協会	130

② 石川縣市町村職員共済組合

正規職員及び会計年度任用職員（一部除く）は、地方公務員等共済組合法に基づき設置された共済組合の組合員になっています。

共済組合は、短期給付事業（健康保険）、長期給付事業（共済年金）、福祉事業（貸付、貯金、宿泊事業等）を行っています。共済組合の事業は、組合員が納める掛金と市が納める負担金で運営されています。

③ 石川縣市町村職員等ライフプラン協会

石川縣市町村職員共済組合の組合員及び公立学校共済組合の組合員のうち、市から給与の支給を受けている者は、原則としてライフプラン協会の会員になっています。協会は、ライフプラン事業及び福利厚生事業を行っています。協会の事業は、会員が納める会費と市が納める負担金で運営されています。

④ 職員互助会

会員の互助及び親睦を図るため、「白山市職員互助会」を設置しています。
互助会は、会員の元気回復や健康増進を図るための事業、慶弔金等の給付事業等を行っています。互助会の事業は、互助会が行う事業収益、会員の納める会費で運営されています。

- ・会員会費 給料の3/1000
- ・令和6年度決算額 1,437,532円

(2) 公務災害の状況

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

認定件数	内 訳	
	公務災害	通勤災害
5件	5件	0件

第2 令和6年度における白山市公平委員会の業務の状況

1 勤務条件に関する措置の要求の状況

区分	令和6年3月31日 現在未処理件数 A	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日の 措置要求件数 B	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日の 処理件数 C	令和7年3月31日 現在未処理件数 A+B-C
給与	—	—	—	—
旅費	—	—	—	—
勤務時間	—	—	—	—
休暇	—	—	—	—
執務環境	—	—	—	—
厚生福利	—	—	—	—
転任	—	—	—	—
任用	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2 不利益処分に関する審査請求の状況

区分	令和6年3月31日 現在未処理件数 A	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日の 措置要求件数 B	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日の 処理件数 C	令和7年3月31日 現在未処理件数 A+B-C
分限処分	降給	—	—	—
	降任	—	—	—
	休職	—	—	—
	免職	—	—	—
懲戒処分	戒告	—	—	—
	減給	—	—	—
	停職	—	—	—
	免職	—	—	—
転任	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	—	—	—	—